

Title	〔労働法七八〕ゼッケン着用と就労拒否の正当性(福岡地裁昭和四六年三月一五日判決)
Sub Title	
Author	宮本, 安美(Miyamoto, Yasumi) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.9 (1971. 9) ,p.120- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710915-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔労働法 七八〕 ゼッケン着用と就労拒否の正当性

（三井鉱山事件
福岡地裁昭和四六年三月一五日判決
労働経済判例速報七四一号）

【事実】 被告（以下会社という）は、石炭採掘および販売等を業とする株式会社で、原告らはいずれも会社に雇用され、その三池鉱業所宮浦鉱において稼働する鉱員であつて、同鉱業所に働く鉱員をもつて組織する三池炭鉱労働組合（以下、組合という）所属の組合員である。

さて、宮浦鉱では、昭和四三年五月二十九日、断層からのそげ落ち、同月三十一日、盤圧変化等の事故により、いずれも鉱員（新労組合）が負傷するという事態が発生した。

そのため三池労組員は、二十九日の事故の場合は、同日午後四時四〇分頃、約二〇名で同鉱係員詰所に赴き、係員に対し、当日の事故について説明を求めたが、勤務時間中の集団抗議行動は許されないことを理由にこれを拒否された。そこでその場にそのまま坐り込み、引き続いて午後四時五〇分頃、鉱長室に右の抗議に押しかけ、係員らによつて入室を阻止されるや、玄関前のコンクリート階段に坐り込み、その後同所に集まつた者も含めて約六〇名で翌三〇日午後一時四〇分頃まで坐り込みを続けた。

さらに、三十一日の事故に関しては、三池労組員某らは、翌六月一

日の繰込時、係員が事故の状況、対策などについて説明したさい、右事故について抗議し、また入抗後も右某は、作業時間中抗内休憩所において、係員が繰込時の作業指示を補うべく追加指示を与えていた折、同係員に対し、前日の事故の原因を説明せよと要求したが、同係員が説明は昇抗後に行なうとこれを断つたので、同係員の懲元を擱んでゆさぶつたほか、作業に就くよう指示した別の係員に対しても、右肩を背後から擱んで引き戻すなどした。

そこで会社は、昭和三五年一月二五日会社と三池労組との間で締結された「覚」のうち次の二項目、すなわち、「2. 柵内における情宣等は紛争を起さないよう慎重に配慮し、時間外に外なうこと」「3. 柵内においてデモを行ない、或いは氣勢を上げる等の行為により紛争を起さないこと。」に違反し、剩え長時間にわたつて坐り込むことにより業務を妨害し、また係員に対し暴行を加えることきは許されないとの見地から、同年八月五日、右行動に参加した三池労組員のうち一〇名を謹慎、うち二〇名を謹慎の懲戒処分に付した。

これより先、会社宮浦鉱と組合宮浦支部との間で、従前の慣行に

従い、右懲戒処分について協議が行なわれたが、双方の主張が対立して、同月二日に協議は決裂した。

その頃、宮浦鉦では、たまたま岩盤の条件が悪かつたことも重なり、月のうち何件かの落盤があつたのであるが、会社との協議が決裂し、処分は必至の状況になるに及んで、宮浦鉦の三池労組員の間には、このさいゼッケンを着用するなどの方法により、三川鉦大爆発以来の会社の保安監視に抗議し、保安確保を会社に要求するともに、併わせて前記処分に抗議しようとの気運が生じた。しかし、組合宮浦支部は、右に述べた組合員の自主的な動きを散発に終わらせることなく、且つ総意を生かすため、組織をあげて右の抗議行動に取り組むことを決め、とりわけ各組合員の抗議の意思を会社に対し表明すると同時に、抗議行動を行なう組合員を鼓舞、激励し、さらには会社および新労組員に対して三池労組の団結を示威するため手段として、新たに、各組合員が就労にさいし、着衣の上ゼッケンを着用し、右ゼッケンには各自抗議行動の目的にあざわしいスローガンを記載することとし、これを六日から実行に移した。

すなわち、三池労組員は、六日早朝、宮浦鉦表門付近にテントを張り、横断幕を掲揚して坐り込みを開始し、或いは表門等にステッカーを貼りつけるなどの抗議行動を始めたが、そのさい、これを制止しようとした会社係員等を小突いたり、押し倒そうとしたりして暴行を加え、また「お前はいらん世話をやくがひつこんでおれ」などと脅迫をしたりした。このような状況のうちに、午前五時二〇分

頃、一番方の鉦員が宮浦鉦に出動し始めたのであるが、原告らの一部を含む三池労組員約八〇名は、本件ゼッケン、すなわち、その着衣の背部に、黒またはインクで「不当処分反対、三川通勤イヤー」「抵抗なくして安全なし」「保安をいやがる職制はイヤ」「殺されるのはイヤだ殺される」「激増する保安サボ、出炭増に褒賞制度」「下でオイコラ追い廻し、上でニコリ百面相」などと書きつけた白衣のいわゆるゼッケンを着用していた。そこで繰込担当の会社係長および係員は、原告ら三池労組員に、ゼッケンを取りはずすことを命じ、従わなければ繰込まない旨を明確にしたうえ、鉦員に対し順次繰込を開始した。しかし、原告ら三池労組員は右命令に従わず、ゼッケンを取りはずさなかつたので、会社は同人らに対して繰込を拒否した。そこで、同人らが同日その労務に服することができたならば最低得たであろう賃金額の支払を求めて訴を提起したのが本件である。

なお、三池労組は、三池争議の終結に当たり、「斗いはこれからである」と宣言して、爾来、組合の勢力温存とその増強を図りつつ、有効な反撃の時期を作り、且つ待ち、会社の弱点につけ込み、柔軟な構えのなかで積極的な攪乱戦術をとるといふ、いわゆる長期抵抗斗争路線を採用、堅持したのに対し、新労組は会社の生産体制に協力し、生産性の向上に努力するという方針を採つたため、「覚」成立、全面生産再開後も、新、旧両労組の感情的対立は、前同様、依然として継続していたこと、三池労組の本件ゼッケン着用についても、これが情報を得た新労組は、同年八月三日頃、会社に対し、

三池労組員が抗議行動として腕章、ワッペンを着用する程度のことであればとやかくいわないけれども、ゼッケンをつけるということになれば、新労組員の立場からみて、そのような服装で真面目に働く気持があるかどうか疑わしく、これと一緒に働く気になれないとし、ゼッケンをつける目的は、要するに、その文言とあいまち、情宣をするということにあるわけであるから、特に生産と保安に細心の注意を払わねばならない坑内作業の障害となるのみならず、「覚」2項にも反するなどという理由から、ゼッケン着用はとうていこれを容認することができず、会社の責任において排除し、繰込を行わないようにと申し入れ、また、本件ゼッケン着用当日も、繰込前、新労組員は会社係員に対し、三池労組員のゼッケン着用について、正気の沙汰ではない、一緒に仕事はできないなどと訴え、あからさまに反撥していた。

【判旨】

一 「ゼッケンの着用をも含めて組合ないし組合員の行なう組合活動は、それが各組合員の労務提供義務もしくは会社の施設管理権と抵触しない限りにおいて、原則として自由であるといえようが、組合、会社間で組合活動の方法、範囲等について、労働協約を締結することはもとより可能であつて、一旦協約が締結されれば、それが効力を有する間は、組合ないしその統制下にある組合員の組合活動は、協約によつて有効に規制されるというべきである。」会社は「従前、就業時間中における柵内での三池労組の組合活動が会社の規制を無視してしばしば行なわれ、それが職場規律を乱し、業務を

阻害する因となつたこと、とりわけ争議中、三池労組の運動方針に批判的な組合員が三池労組を集団脱退し、新労組を結成してからは、運動方針の相違と感情的対立とから、三池労組員の行なう柵内での組合活動が、三池労組員と新労組員との間に数々の紛争を生ぜしめる原因となつたことに鑑み、三池労組に対し、新労組員との間に紛争を生ぜしめるおそれのあるような情宣等の組合活動は、柵内では就業時間中に行なわないことは勿論、就業時間外でも当分の間自粛すること等を骨子とした協定を結ぶべく、協議を申し入れ、協議の結果、就業時間外の柵内での情宣等の組合活動の制限については、合意に達しなかつたものの、就業時間中のそれについては、三池労組も会社の申し入れを諒とし、労使間に前示2、3、項ほか六項目から成る「覚」が締結された。」「そこで本件ゼッケン着用が右「覚」、特にその2項に反するか否かについて考えるに、……「覚」締結に至るまでの経緯からして、如何なる組合活動が右の情宣等に該当するかについては、該組合活動が一般的にいって新労組員との間に紛争を生ぜしめるおそれがあるものかどうかの視点から解釈されるべきである。……しからば……ゼッケンの着用も、前示の目的から組合活動の一環として行なわれた以上、リボン、腕章の着用とは趣を異にしたその異様性およびそれに記載される文言(スローガン)とあいまち新労組員との間に紛争を生ぜしめる抽象的危険があり……2項の情宣そのもの、少なくとも情宣等に該当するといえる。従つて、……その目的の当、不当はともかく「覚」2項に反する点で正当な組合活動であると断するに由ない。」

二 「ゼッケン着用」の組合活動が労使間の労働協約に反する以上、(ゼッケンの取りはずしを命ずることは) 原則的には肯定できよう。しかし、三池労組員のゼッケン着用が、労働契約上の義務提供義務に抵触しない場合で且つ前記抽象的危険はともかく、具体的に会社社員ないし新労組員との間に紛争を生ぜしめ、ひいては会社の業務遂行に支障を与える何らの危険も存しないときは、会社としてはこれを受忍すべきであつて、単にそれが異様、不愉快であるとの感情的反発だけから、その取りはずしを命ずることは、権利の濫用として許されない。そして右原則の場合、会社の就労拒否は何ら非難されないが、これに反して右例外的場合は、会社の就労拒否は労使の信義上社会的に十分非難され得ることとなり、結局就労不能について会社に帰責事由が存するとの結論に達しよう。「そこで本件ゼッケン着用が右例外的場合に当たるか否かについて検討する

「と」、まず一般に企業において、従業員が労働に服するさい、その職種、作業内容などとの関連において、労働契約上の義務である労働の提供を阻害するような服装が許されないのは当然である。「そこで本件の場合をみると」ゼッケンの着用は、前記労働の提供そのものには何ら支障がなかつたといえる。しかし、「三池労組の長期抵抗斗争の方針とこれに基く坑内等での紛争の頻発および新労組員の本件ゼッケン着用に対する反応等の事実を併わせ考えると、「八月六日、」会社が原告ら三池労組員をゼッケン着用の上で繰込むについては、柵内、就中坑内において、原告ら三池労組員と会社係員、或いは新労組員との間に紛争が生じ、ひいては会社の業務遂

行が阻害されかねない具体的危険が存したことはこれを否定し得ないところである。「そうだとすれば、……原告ら三池労組員の本件ゼッケン着用は、会社がこれを受忍すべき例外的な場合には当たらず、それ故「覚」違反を理由にその取りはずしを命じ、これに従わなかつた原告ら三池労組員の繰込を拒否した会社の措置は、労使の信義上、何ら非難の余地はない。」

【評釈】

一 労働者は、労働契約にもとづき、就業時間中は使用者の指揮命令に従つて労働を提供する義務を負つているから、これと矛盾する組合活動を就業時間に行なうことはできない。このことは、反面、労働の提供に支障のないかぎり、使用者は就業時間における組合活動を規制しえないことを意味するかのようであるが、ただちにそのように解すべきではなく、業務に支障を与えるなど合理的根拠がある場合には、これに制限を課することができるものとみるべきである(この点につき、リボン・腕章の着用が問題となつた「灘郵便局事件」(神戸地判昭四二・四・六)の判決は、「勤務時間中の組合活動が原則として禁止されることは、労働者は勤務時間中使用者のために完全に労働を提供しなければならぬ雇用契約上の義務を負担していることから、むしろ当然といふべきであるが、しかし一切の例外を許さないものとは解されず、労働者が労働法上保障された労働基本権を行使する場合で、しかも労働者が雇用契約上の義務の履行としてなすべき身体的精神的活動と何等矛盾なく両立し業務に支障を及ぼすおそれのない組合活動については例外的に許されるものと解するのが相当である」としている。また、リボン・赤鉢巻の着用が問題となつた「中

部日本放送事件」(名古屋高判昭四)の判決は、このような場合、「組合員のもつ団結権の尊重のみならず、使用者のもつ法益をも考慮し、これを比較衡量し、具体的に決しなければならぬ」としている。なお、リボン・腕章・鉢巻・セッケン等を着用してのいわゆる服装斗争についての判例については、川口実「服装斗争の正当性の限界」法学研究四四巻一、二九ページ以下参照。

そこで、本件セッケン着用組合活動についてみると、裁判所は、このような組合活動は、労使間で締結した「覚」(労働協約と同一の効力をもつ)に反するものであるとし(この判断の正しいことについては、後に述べるところから明らかになるであろう)、そうである以上、使用者は原則的にその取りはずしを命ずることができるとしているが、例外として、「具体的に係員ないし新労組員との間に紛争を生ぜしめ、ひいては会社の業務遂行に支障を与える何らの危険も存しないときは会社はこれを受忍すべきで、単に感情的反発だけから取外しを命ずることは権利濫用として許されない」としており、正当である。

二 そこで次に、本件を具体的にみた場合、労務の提供または業務に支障を生じさせたかが問題となるであろう。

まず労務の提供についてみると、セッケンの着用自体は、石炭の採掘という内容の労務の提供にはなんらの支障をも与えるとは考えられないであろう。この点、製造業に従事する労働者が、鉢巻を着用し、その端を長くたらしめて機械に巻き込まれるおそれがあるような場合とは異なるのである。従つて、この点についての判旨は正当で

あるといえる。なお、「三菱重工長崎造船所事件」に対する長崎地労委命令(昭四五)は、「日韓、ベトナム、スト権投票に○を」と書いたピラを作業服の背中にはつて作業に従事した組合活動について、周囲の作業者が仕事をやめ、あるいは機械を回しながら見ているという結果をまねき、正当な組合活動の範囲を逸脱したものであると判断しているが、これは労務の提供自体に支障を生ぜしめたというものではなく、他の作業者に異様の感じを与えて前記結果を招来し、会社の生産に支障を及ぼしたものとみるべきであろう。

次に、セッケン着用が会社業務に支障を与えたかについてみると、本件において三池労組と会社との間に「覚」が締結されたのは、第一に、かつて三池労組員の行なう組合活動が新労組員との間で数々の紛争を生ぜしめた経験から、就業時間中、会社構内でそのような紛争をおこすおそれのある情宣等の組合活動を行なわないとの趣旨にもとづくこと、第二に、「全面生産再開」後も、新旧両労組の間に感情的対立が従前と同様に継続しており、三池労組員の本件セッケン着用についても、①予めその情報をえた新労組員は、そのような服装で真に働く気持があるのか疑わしいとし、これと一緒に働く気になれないとしていたこと、セッケン着用の目的は要するに情宣を行なうということにあるから、特に生産と保安に細心の注意を払わなければならない坑内作業の障害となるだけでなく、前掲「覚」2項にも反するなどという理由から、セッケン着用はとうていこれを容認しえないこと、会社の責任においてこれを排除し、繰込みを行なわないように申し入れたこと、また、②本件セッケン着用当日

も、繰込み前、新労組員は会社係員に対し、三池労組員のゼッケン着用について、正気の沙汰でない、一緒に仕事はできないなどと訴えて、あからさまに反発していること、などの事実から判断して、原告らのゼッケン着用が、三池労組員と新労組員もしくは会社係員との間に紛争をひきおこし、ひいては会社業務に支障を与える具体的危险が存在したとみることができよう。そうだとすると、

〔最高裁判事例研究 八八〕

昭四五八(最高民集二四卷六 号四四七頁以下)

同一金銭債権につき債権者代位権に基づく給付の訴提起後に国税滞納処分に基づく取立の訴が提起された場合における両訴の關係

不動産売買代金請求事件(昭和四五・六・二・第三小法廷判決)

〔事実〕 Aはその所有の土地を六一〇万円でY(被告、控訴人、上告人)に売却したが、その代金中二八六万円の支払を未だ受けずにいたが、Aは死亡し、A'ら(五名)が相続して右債権を取得した。X₁(原告、被控訴人、被上告人)はAに対し二〇六万円(及び遅延損害金の貸金債権を有していたが、A'らには他に資力がな)として、右債権保全のためA'らに代位してYに対する右債権の内二〇六万円(及び遅延損害金の支払を求める訴を提起した。その訴訟が係属中にX₂(国、原告、被控訴人、

本判決が、右のような観点から、「ゼッケン着用は会社がこれを受忍すべき例外的な場合に当らず、これに従わなかつた三池労組員の繰込を拒否した会社の措置は、労使の信義上、何ら非難の余地はない」と結論したのは正当というべきである。

要するに判旨に賛成である。

(宮本 安美)

被上告人)はAの昭和三六年度所得税一一〇万余円について滞納処分として、昭和四〇年七月二十九日A'らのYに対する債権を差押え、その後右債権の内九五万五二〇〇円の差押を解除して、一九二万余円について取立訴訟を提起した。当初は別訴手続であつたが後に併合されたのが本件である。

第一審で被告YはA'らのYに対する売掛代金債権の存在を否認するとともに、「原告X₂はA'らに対する右債権を差押え、その取立権に基づき被告に対し給付の訴を提起しているので、右債権につき、債権者代位権に基づいて訴求している原告X₁の本訴請求は、右X₂の取立権に優先される限度(差押えの限度)で減縮されるべきである」と主張したが第一審判決は「X₂の取立権が他の債権に優先するというのは差押の範囲で優先弁済を受けうることを意味するにとどまり、X₂が右取立権に基づき本訴を提